下水道と暮らしのガイド

～暮らしの中での下水道に関する疑問にお答えします～

Q1 下水道料金の算出方法は？

A1 下水道料金は下表で算出した金額に消費税相当額を足したものになります。

下水道料金は、徴収経費の節減、お支払いの利便などのため、水道料金と合わせてお支払いいただいています（通常２か月ごと）。

●下水道料金表（23区）　（１か月分）

汚水の種別	排出量（㎥）	料率（円）
一般汚水	0～8㎥	560円
	9～20㎥	1㎥につき110円
	21～30㎥	1㎥につき140円
	31～50㎥	1㎥につき170円
	51～100㎥	1㎥につき200円
	101～200㎥	1㎥につき230円
	201～500㎥	1㎥につき270円
	501～1,000㎥	1㎥につき310円
	1,001㎥以上	1㎥につき345円
浴場汚水	0～8㎥	280円
	9㎥以上	1㎥につき35円

※　水道水のほかに、井戸水等をあわせて流している場合は、合計した汚水排出量に上表の料率が適用されます。
※　多摩地域の下水道料金は、各市町村のホームページ等をご確認ください。

●計算例（1か月分）
24㎥（一般家庭平均値）ご使用の場合
０～８㎥まで　560円
９～20㎥まで　1,320円（110×12㎥）
21～24㎥まで　560円（140×4㎥）
計　2,440円
下水道料金＝2,440円＋消費税相当額
（1円未満の端数は、切り捨てます。）

下水道は、雨水と汚水を処理しています。

雨水にかかる経費は社会全体で便益を受けることから税金で、汚水にかかる経費は受益者負担の考え方から排出量に基づいてお客さまからいただく下水道料金で賄っています。